

社会福祉法人が実施する介護保険サービス利用者負担軽減を受けるための認定申請について（お知らせ）

令和3年6月

介護保険サービスの利用者負担軽減認定を受けている皆様へ

***** 小野市役所 介護保険係より *****

- ◆ みだしの社会福祉法人による利用者負担の軽減（負担額の25%軽減）について、今年度（8月1日以降）も軽減を受ける場合は、裏面のとおり、一定の要件を満たす必要があります。
- ◆ ついては、軽減を希望される方は、要件を満たすかどうかよく確認の上、下記の申請書を小野市（介護保険係）に提出していただき、認定を受けていただくようお願いいたします。

なお、軽減認定の結果は文書にて通知いたしますが、事務処理には1週間程度を要しますので、ご了承下さい。

記

1 利用者負担の軽減を受けるための手続き

(1) 次の6点の申請書類を各1部、市介護保険係に提出してください。

その際、市の方で軽減要件に合致するか確認をし、文書により通知します。

申請書類 (提出書類)	1 利用者負担軽減対象確認申請書（様式2）※添付しております 2 収入状況等申告書（様式3）※添付しております 3 <u>世帯員全員の前年の所得を証する書類</u> （年金の源泉徴収票や年金支払通知書、所得証明書 など） 4 <u>世帯員全員の預貯金の残高を証する書類</u> （通帳の写しなど） 5 <u>世帯員全員の所有する固定資産の課税台帳のコピー</u> （市町村の税担当課で発行） 6 利用者本人の健康保険証（写し）
提出場所	小野市中島町531番地 小野市市民福祉部 高齢介護課介護保険係

(2) 上記の申請により市が軽減認定をした場合、同時に「軽減確認証」を発行しますので、これをサービス事業者の受付窓口に必ず提示してください。

問い合わせ先

小野市市民福祉部 高齢介護課介護保険係

TEL 0794-63-1509

***** 裏面には軽減内容と軽減対象となる方の要件を記載しております *****

◆ 社会福祉法人による利用者負担軽減措置の対象者となる要件等 ◆

区分	内 容	
軽減要件	<p>◆住民税非課税世帯の方で、次の6つの条件すべてを満たす場合に、収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、特に生計が困難であると市長が認めた方とする（生活保護受給者については、それを証明するもの）。</p> <p>① 前年の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること</p> <p>② 預貯金等（有価証券等を含む）の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること</p> <p>③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと（居住している家屋・土地以外のもので活用できる資産がないこと。）</p> <p>④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと（市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていないこと）</p> <p>⑤ 介護保険料の滞納がないこと</p> <p>⑥ 下記の軽減対象サービスのうち●印サービスを受けている方で食費及び居住費（滞在費）について、負担限度額認定証が交付されていること</p>	
軽減割合	<p>25% ※高齢福祉年金受給者の場合は50%（生活保護受給者は、個室居住費の全額） <small>（旧措置入所者で利用負担割合が5%以下の者については対象としないが、利用負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする）</small></p>	
軽減対象サービス	<p>●介護福祉施設サービス</p> <p>●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> <p>○訪問介護</p> <p>○夜間対応型訪問介護</p> <p>○通所介護</p> <p>○地域密着型通所介護</p> <p>○認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）</p> <p>●短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <p>○小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>○第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p> <p>○第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）</p>	<p>①利用者負担額、②食費、③居住費（日常生活費を除く。）</p> <p>①利用者負担額</p> <p>①利用者負担額、②食費</p> <p>①利用者負担額、②食費、③滞在費（日常生活費を除く。）</p> <p>①利用者負担額</p> <p>①利用者負担額、②食費、③宿泊費（日常生活費を除く。）</p> <p>①利用者負担額</p> <p>①利用者負担額、②食費</p>
高額介護（介護予防）サービス費・高額医療合算介護サービス費の適用	<p>当軽減措置を適用後に、高額介護（介護予防）サービス費等を支給する。</p>	
特定入所者介護（介護予防）サービス費の適用	<p>特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給後の利用者負担について当軽減措置を実施する。</p>	